平成２６年（フ）第１１１６号
京都府京田辺市大住責谷36番地42
破産者　株式会社伸工務店
1　決定年月日　平成27年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１１３０号
京都市中京区姉西洞院町542サンフィールドビル３階
破産者　株式会社時待ち
1　決定年月日　平成27年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４８９号
京都市東山区下河原通八坂鳥居前下る清井町493―２　サイト祇園八坂102、商業登記簿上の本店所在地京都市中京区小川通御池上る下古城町391番地ブルック御池802
破産者　有限会社アイビーココロ
1　決定年月日　平成27年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第４９号
広島県福山市北吉津町２丁目１番16号
破産者　株式会社丸之内ファシリティ
1　決定年月日　平成27年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第３２号
広島県庄原市西城町三坂152番地の10
破産者　株式会社ＨＯＳＴ
1　決定年月日　平成27年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所三次支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第９３号
栃木県小山市若木町２丁目９番54号
破産者　腰塚　俊治
1　決定年月日　平成27年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２６年（フ）第１９１号
福岡県小郡市美鈴が丘３丁目10番地８
破産者　川谷　洋子
1　決定年月日　平成27年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第２５６号
福岡県久留米市藤光町966番地１
破産者　居石　鉄夫
1　決定年月日　平成27年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第２９号
沖縄県那覇市おもろまち４丁目10番11号コーポ丸喜２―Ｄ、住民票上の住所沖縄県浦添市屋富祖３丁目22番２号
破産者　井上　弘美
1　決定年月日　平成27年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１６５号
相模原市中央区弥栄１丁目17番12号　サンライフⅢ　202
破産者　美藤　　伸
1　決定年月日　平成27年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１６６号
相模原市中央区弥栄１丁目17番12号　サンライフⅢ　202
破産者　美藤真由美
1　決定年月日　平成27年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１７２号
相模原市中央区弥栄２丁目12番４号、開始決定時の住所相模原市中央区上溝６丁目１番２―603号
破産者　鈴木　　昭
1　決定年月日　平成27年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１８８号
相模原市緑区橋本３丁目21番12号　グリーンピア長嶋305
破産者　遠山　幸治
1　決定年月日　平成27年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第４号
福岡県遠賀郡水巻町猪熊２丁目１番38号ガーデンシティ御牧Ｄ―202号、開始決定時の住所岡山県倉敷市沖新町14番地４　ロイヤルガーデンＢ棟202号
破産者　石丸　純史
1　決定年月日　平成27年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第５号
福岡県遠賀郡水巻町猪熊２丁目１番38号ガーデンシティ御牧Ｄ―202号、開始決定時の住所岡山県倉敷市沖新町14番地４　ロイヤルガーデンＢ棟202号
破産者　石丸　久恵
1　決定年月日　平成27年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第１９１号
北九州市八幡西区永犬丸東町２丁目21番７号
破産者　小野　清美（旧姓久保）
1　決定年月日　平成27年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２５号
鹿児島県鹿児島市牟礼岡２丁目14番15号
破産者　福　　嘉弘
1　決定年月日　平成27年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１５６号
鹿児島県鹿児島市東千石町16番14号（フローレンス絵菜602号）
破産者　臼木　義治
1　決定年月日　平成27年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第６４８号
宮城県岩沼市桑原２丁目２番９号、従前の住所宮城県岩沼市字大和173番地の１　アルルⅢ202
破産者　阿子島　秀
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係